

様式第8号（第9条関係）

令和 年 月 日

手術申請書

届出者 団体名

代表者氏名

⑩

電話番号

下記の所有者不明猫（飼い主のいない猫）について、宇佐市におけるおおいた動物愛護センター拠点型手術事務要領第9条の規定により申請をします。なお、申請において裏面の確認書について同意します。

手術する猫の内容	性別	
	種類	
	毛色	
	推定年齢	
捕獲場所		
所有者がいないことの確認方法		
捕獲器の必要の有無	必要	不要
その他		

※裏面があります。必ず読んでください。

(裏面)

確 認 書

- 1 申込者が、手術を行った猫に手術済みであることが外見から判断できる措置である耳先カットの実施に同意すること。
※耳先カットとは一度不妊手術した猫を間違ってもう一度捕獲しないためのしるしです。耳の先端をV字にカットします。(雄は右側、雌は左側) 地域住民に手術済みである証明となり、地域猫活動などについて理解を得やすくなります。
- 2 手術を行う際、飼主のいない猫は健康管理が十分とは言えず、また人に慣れていないため、ショック死等などの恐れがあります。
- 3 猫の状態により、手術が行えない場合があります。
- 4 猫がすでに手術済みであることが判明した場合でも耳先カットを行うこと。
- 5 猫の捕獲は、各自で行うこと。
 - 1) 猫の捕獲運搬の際には手袋等により怪我のないように注意してください。
 - 2) 捕獲器の蓋はしっかり止めて逃げ出さないようにしてください。
 - 3) 猫は、必ず捕獲した場所に開放すること。
- 6 飼い主のいない猫を対象としています。首輪や名札があるものや特定の人に継続的に世話をされているなど飼い主がいる可能性のある猫は手術できません。飼い主のいない猫であることを確認すること。